

# 都民と共生する 農業の実現をめざして

農業支援課  
令和8年度事業説明

農業支援課長 沼尻勝人

# 農業支援課の取組

## □ 担い手の確保・育成

(担い手支援係)

## □ 営農実践農場の運営（就農準備支援）

(実践農場係)

## □ 農家の経営安定・農地保全の推進

(経営安定支援係)

## □ 農業者の新たなチャレンジ支援

(チャレンジ農業支援センター)

# 担い手の確保・育成

## 1 新規就業者支援事業

(農業経営・就農支援センター)

## 2 担い手育成・活動支援事業

## 3 援農ボランティアの養成



# 1 新規就業者支援事業

(農業経営・就農支援センター)

## 【青年農業者就農支援事業】

- 就農相談
- 新規就農者の動向・実態調査
- 就農支援及び促進活動
- 就農支援資金債権管理



就農相談



民間主催の就農イベント出展



農業機械安全講習会

## 【担い手確保育成及び女性就農支援事業】

- 就農コンシェルジュ（女性就農相談員）の設置
- 指導農業士等による農業研修の実施

体験研修（5日間）

雇用就農研修（10日間）

技術研修（20日間）

営農力育成研修（60日間）

- 学生等を対象とした東京農業PR

- ・ 見学等のツアーを実施、都内での就農イメージを醸成



営農力育成研修



東京での就農を本気で考えるツアー

## 【農業者出産・育児期支援事業】

- 労働力不足を補うため、代替人材の確保に必要な経費の一部を助成

# 2 担い手育成・活動支援事業

## 【経営技術の習得・向上支援事業】

### ○ 就農のための技術研修支援

- ・ 八王子研修農場、農林総合研究センター等の研修への助成
- ・ 地域農業の担い手として区市町村が主催する研修への助成

### ○ 販売促進等活動助成（助成率1/2以内、上限15万円）

- ・ 販売促進活動や商品開発への助成

## 【担い手育成のセミナー開催等】

- ・ フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー
- ・ 経営力強化セミナー

**第1日 産学連携農場のご案内（令和7年～令和8年度生）**

### フレッシュ&Uターン 農業後継者セミナー

未来を継ぐ私たちの力で

JA東京中央会  
（国営）東京都農林水産部農林部

開催日時：令和7年3月10日（月）まで

主催：東京都中央会  
協賛：（公財）東京都農林水産部農林部

**新規就農者・Uターン 農業後継者の皆様へ**

セミナー終了までの流れ

申込	1. 申込受付 2. 申込受付 3. 申込受付	4. 申込受付 5. 申込受付 6. 申込受付	7. 申込受付 8. 申込受付 9. 申込受付	終了式
----	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----

セミナーの主な内容

(1) 地区研修（各地区ごとの研修）  
研修内容は、研修員として研修。研修、研修、研修の3コースの中から一つを選び、研修、研修など、研修員研修を行います。

(2) 全研修（全研修）  
研修員として、研修、研修、研修、研修、研修について研修、研修員研修などを実施して学びます。

## 【担い手団体活動支援事業】

### ○農林水産業の担い手団体が行う活動を支援

#### ◆ 自主研究活動助成（助成率2/3以内、上限20万円）

- ・ 技術向上等のために自主的に行う研究活動

#### ◆ 講習会等研修活動助成（助成率2/3以内、上限5万円）

- ・ 経営技術向上のための講習会や研修等

#### ◆ 配偶者確保への助成（助成率2/3以内、上限24万円）

- ・ 独身の担い手と一般独身者とのふれあい交流活動

## 【援農ボランティア受入環境整備支援事業】

### ○ 広域援農ボランティアの受入に必要な施設整備等に 係る経費を助成（助成率2/3以内、上限30万円）

- ・ ロッカー、トイレ、遮熱クールベスト、  
ボランティア専用農具 等



# 3 援農ボランティアの養成

## 【東京広域援農ボランティア事業】

○区市町村の枠を越えて援農活動を行う  
広域型の農作業ボランティアの登録・派遣



○農的体験を通じて農業への理解促進を図るとともに、  
都内農家の人手不足解消と労働力確保に寄与

## 【地域援農ボランティア養成事業（東京の青空塾）】

- 区市と連携した援農ボランティア養成講座の実施及び認定
- 長期継続ボランティアの表彰



# 就農地への円滑な定着を支援

『営農実践農場』の運営  
(就農準備支援事業)

# 営農実践農場の運営（就農準備支援事業）

- 農地を貸借できるまで一定期間の営農が可能
- 新規就農希望者のチャンスをなくし、就農地への円滑な定着を支援

- ・対象：① 都内で新規就農を目指す方  
（一定の技術を有すること）  
② 就農時に十分な農地を確保できず  
現在農地を探している方  
（就農後5年以内）

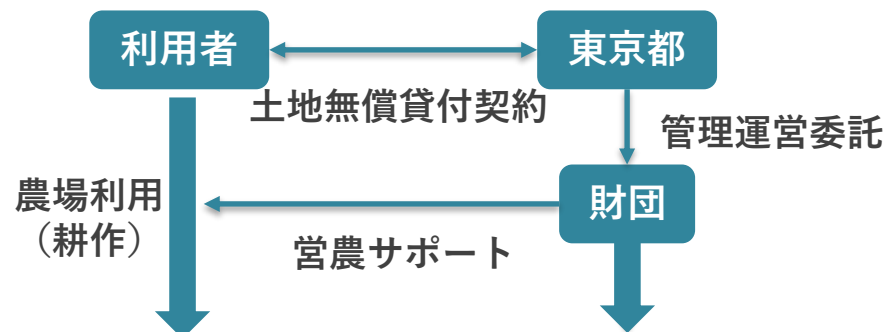
・利用者数：最大10組

・利用期間：最大3年間  
（1年更新）

・ほ場面積：約2.2ha  
（全面開園後）

・一人当たりの農地面積：上限4,000㎡程度  
+ ビニルハウス2棟

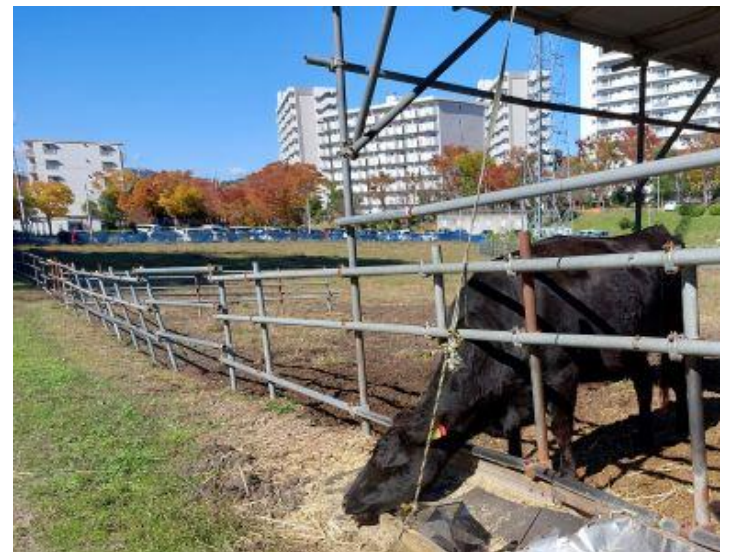
・主な設備：集出荷作業棟、トラクター等農業  
用機械、出荷調整用機器等、井戸等



八王子市上壺分方町（旧大柳用地）

# 農家の経営安定・農地保全の推進

- 1 生産緑地買収・活用支援事業
- 2 苗木生産供給事業
- 3 野菜価格安定対策事業
- 4 畜産振興事業



# 1 生産緑地買取・活用支援事業

## 【生産緑地の買取支援】

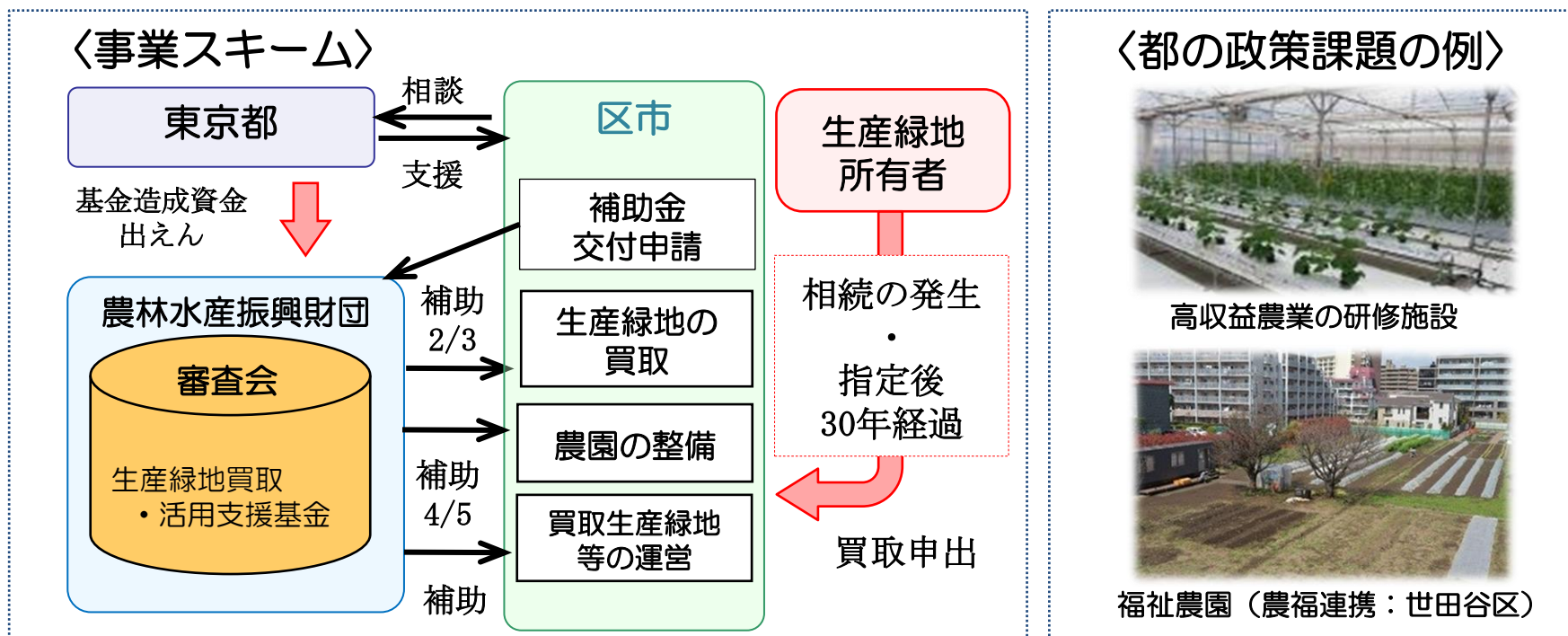
区市が利用計画に基づき、生産緑地等を買取る場合、購入額の2/3を基金から助成

## 【買取生産緑地等の活用支援】

買い取った生産緑地等に対し、都の政策課題の解決に資する施設整備費の4/5以内を助成

## 【買取生産緑地等の運営支援】

買い取った生産緑地等で行う農的な活用の運営を軌道に乗せるための経費の一部を支援  
(計画策定や、専門家等による運営への助言・指導に要する経費に限定)

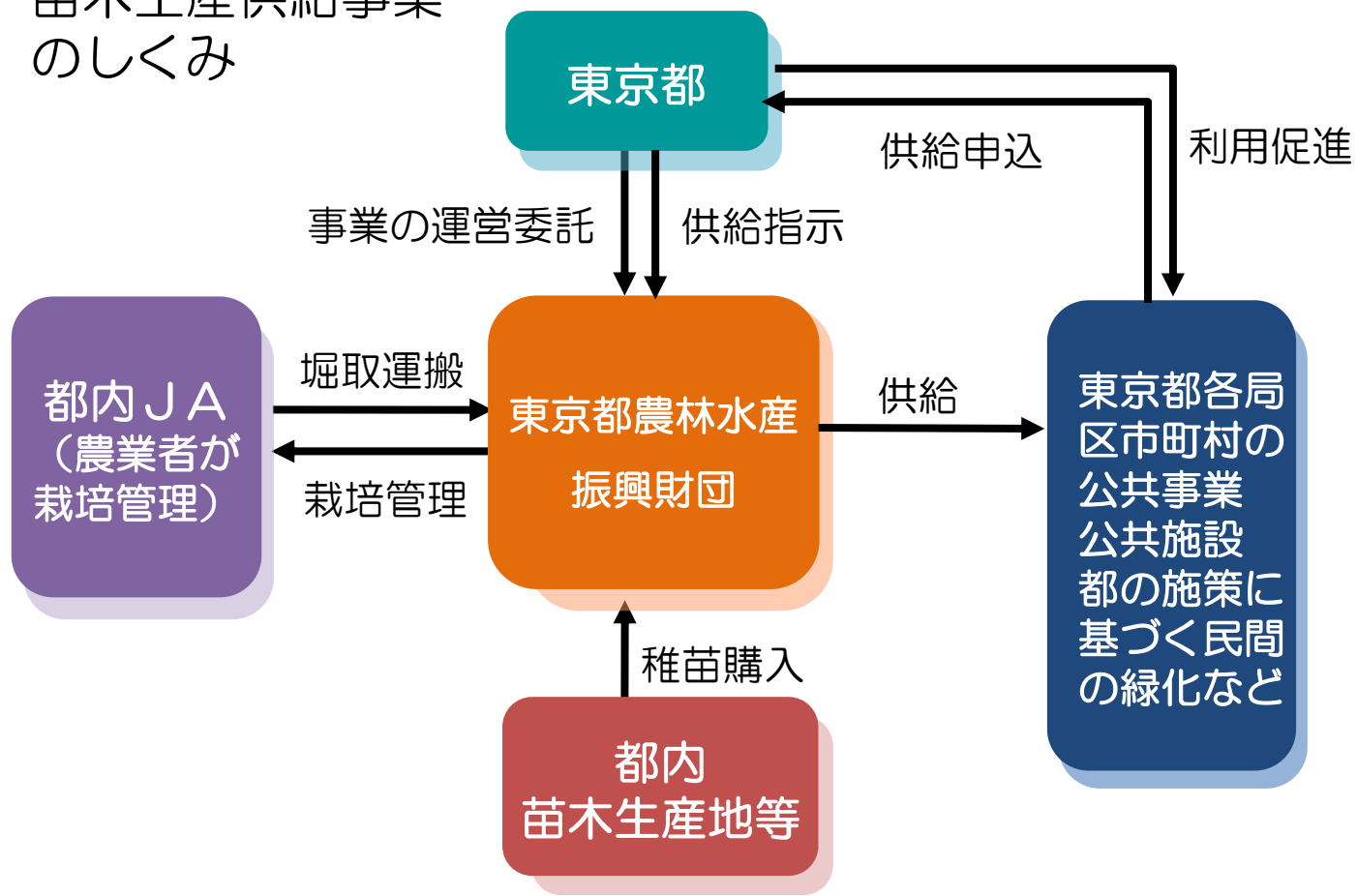


## 2 苗木生産供給事業

- 東京を緑豊かな都市とするため、公共事業や公共施設などの緑化を推進
- 市街化区域及び市街化調整区域内で緑化用苗木を生産・供給  
→ 都内農地の保全



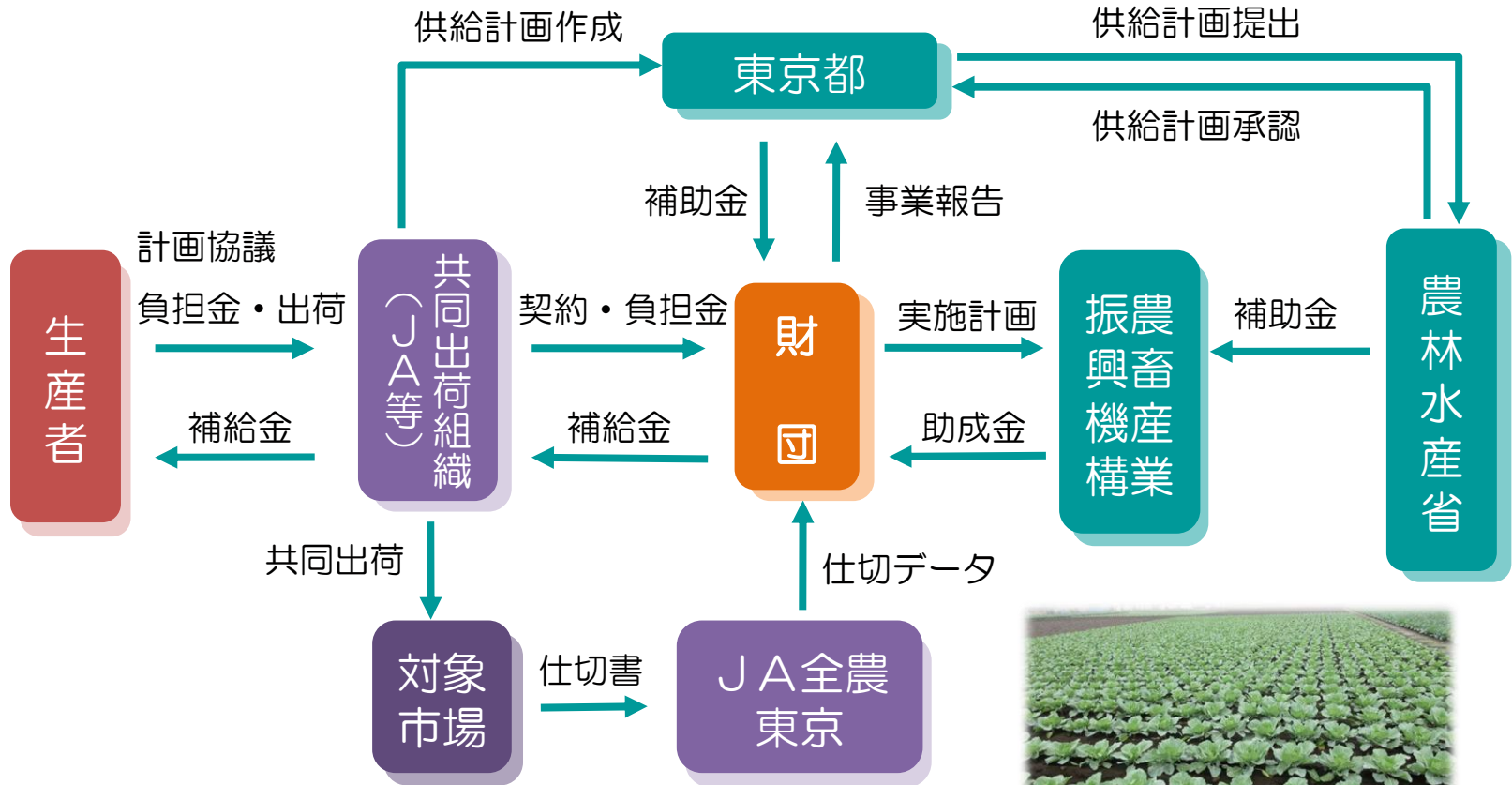
苗木生産供給事業  
のしくみ



# 3 野菜価格安定対策事業

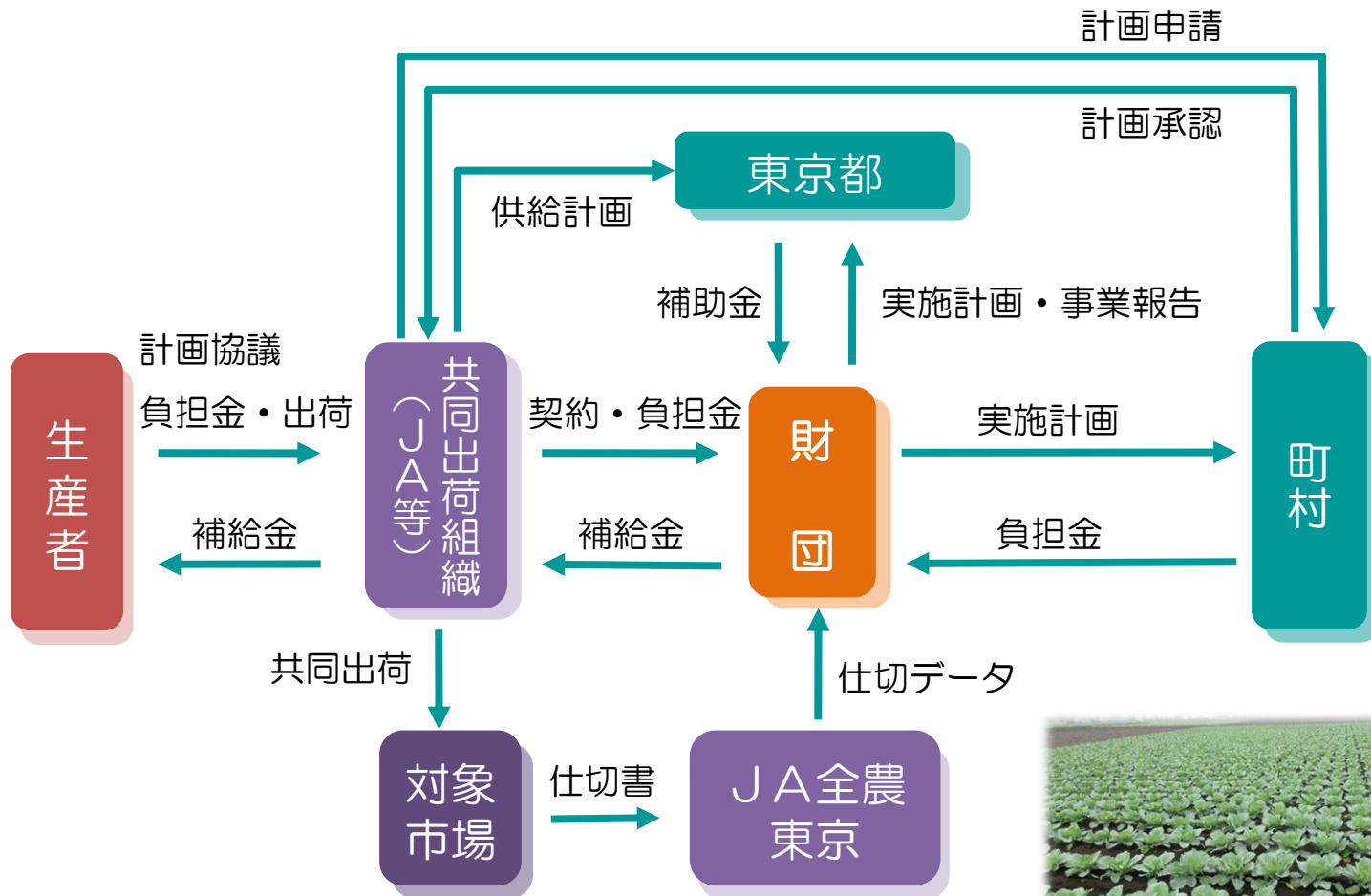
- 天候などの影響で市場価格が保証基準価格を下回った場合、  
国・東京都・生産者の積み立て金から、生産者に対して価格差を補填  
→ 農業者の経営安定

「キャベツ」・「ニンジン」



# 3 野菜価格安定対策事業

「アシタバ」 (都単独事業)



## 4 畜産振興事業

### 【肉用子牛価格安定対策事業】

肉用子牛の平均販売価格が保証基準価格を下回った場合、生産者に対して生産者補給金を交付



### 【優良和子牛生産推進緊急支援事業】

和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上の取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付

### 【和子牛産地基盤強化緊急特別対策】

和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、取組に応じて1万円/頭（離島等5万円）の奨励金を交付



### 【肉用牛肥育経営安定交付金制度】

販売した肉牛の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を上限として肥育農家に交付金を交付

**農業者の新たなチャレンジを支援**

**チャレンジ農業支援事業**

# チャレンジ農業支援事業

## 【支援対象】

農業者、農業者のグループ及び団体

## 【相談業務】

農業者が抱える多様な課題の相談に乗り、課題を整理

## 【専門家派遣】

○農業者の経営向上に向けた課題解決に必要な専門家を派遣

- 1相談あたり原則5回
- 経営分析、フォローアップは3回を限度
- 新たな経営部門の立ち上げを計画する場合及び島しょへの派遣は10回を限度
- 必要に応じて複数の専門家等で構成するプロジェクトチームを派遣

## 支援事例

- ホームページの作成、ブログ、SNS等活用支援
- ロゴマーク、パッケージの作成
- パンフレットの作成
- 農産加工品の開発
- 直売所や農家レストラン開業支援、改善支援
- ブランド化に向けたアドバイス等



## 【販路開拓等支援】

- 商品の売込みや商談の仲介など**販売先と農業者のマッチングをサポートする販路開拓ナビゲータを派遣**。必要に応じてブランド化コンサルも派遣
- 販路開拓推進WEBサイト「チャレマチTOKYO」を運営**

### 支援事例

- 農業系ブルワリーとの連携による、三宅島産パッションフルーツを使用したクラフトビールの商品化
- フィンガーライム生産者とホテルレストランとのマッチング 等

## 【啓発活動】

新たな農業経営に有益な講師を招きセミナーを開催

## 【島しょ農業の振興】

島しょ担当の専門職員を配置し、地域特性にあった啓発・相談・専門家派遣・販路支援等をトータルコーディネート

## 【助成事業】

農業経営の多角化や改善に向けた取組に必要な経費の一部を助成

- 助成対象は専門家派遣を受けた農業者、農業者のグループ及び団体、その他都知事が認めたもの
- 令和8年度の助成事業：助成率2/3、助成金上限3,333千円（事業費5,000千円）

# 助成金の内容

助成対象経費	助 成 率	助成対象選定
<p>1 農産物の販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) イベント開催、出展</li><li>(2) 広告、PR、デザイン制作</li><li>(3) ホームページ等開設</li><li>(4) 調査</li><li>(5) Eコマース出店に伴う手数料、WEBデザイン作成・改修</li><li>(6) 庭先直売所の販売及び収益向上</li><li>(7) 商標登録</li></ul> <p>2 農産物の商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 商品開発・試作</li><li>(2) 分析</li></ul> <p>3 その他知事が認めたもの</p>	<p>1 助成対象経費の3分の2以内</p> <p>2 1事業実施主体当たり、助成金の上限は3,333千円（事業費5,000千円）、下限は200千円（事業費300千円）</p> <p>3 助成金の千円未満の金額は切り捨てる。</p>	<p>事業計画を審査会に諮り、決定する。</p>